

令和2年度 新潟県医師養成修学資金（新潟県育成枠）の 修学生を追加募集します

- 新潟県医師養成修学資金は、将来、新潟県内の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生に対して修学資金を貸与するものであり（新潟県が貸与資金を拠出し、(公財)新潟医学振興会が貸与）、大学を卒業して医師免許を取得後、県が指定する医療機関に一定期間勤務することにより、貸与を受けた修学資金の返還が免除される制度です。
- 今年度の修学資金について、まだ定員に達していないため、以下のとおり追加募集を行います。

貸与額 ・ 募集人数 ・ 貸与期間 ・ 対象者等

貸与額	国公立大学 月額15万円 / 私立大学 月額30万円
募集人数	4名 (新潟大学・県外国公立大学2名、私立大学2名程度を想定)
貸与期間	令和2年4月から卒業の月まで（貸与期間は正規の修業年限に限ります。）
対象者	次の①および②を全て満たす方が対象となります。 ① 新潟大学または県外の大学（国公立は問いません）において医学を履修する課程に在学している方 ② 卒業後、新潟県内の医療機関に医師として勤務する意志を有している方 ※ <u>出身県は問いません。また、学年を問わず申請可能です。</u> 他の自治体等から就業義務の伴う奨学金等の給付を受けている、または受ける予定の方は応募することはできません。
年収制限	生計を一にする家族、またはこれに代わって家計を支えている方の年収の合計が1,500万円未満の方に限ります。

応募方法

申請書類	<p>募集期間中に、<u>申請書類を(公財)新潟医学振興会あてに持参又は書留郵便により提出してください。</u></p> <p>(提出書類)</p> <ol style="list-style-type: none">① 修学資金貸与申請書(第1号様式)② 健康診断書 (検診項目として、「身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査、胸部エックス線検査」を含むもの。なお、申請日前2ヶ月以内に医療機関等において作成したものに限ります。)③ 戸籍抄本④ 在学証明書(新入生の方は合格通知書の写しでも可)⑤ 直近の学業成績表(新入生の方は高等学校在学中のもの)⑥ 源泉徴収票又は確定申告書(生計を一にする家族等全員の方のもの)⑦ 家計の実情等申出書(第2号様式・提出任意) <p>(注) 提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。また、提出された書類は返却しません。</p>
保証人	<p>保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとして、申請には2人の保証人が必要です。</p> <p>貸与を受けようとする者が未成年の場合は、保証人のうち1人を法定代理人とし、成年人である場合は、保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる方とします。</p>
選考方法	<p>書面による審査及び面接等により修学生を選考します。</p> <p>※ 面接は2月12日(金)に実施予定です。</p>
その他留意事項	<p>修学資金貸与者を決定した場合、貸与者の決定状況(貸与決定者の大学名、性別、人数等)を公表することがありますので、あらかじめ御承知おきください。</p>

募集期間

募集期間	<p><u>令和3年1月19日(火)から令和3年2月5日(金)まで</u></p> <p>◆ 制度の内容及び申請様式等は、(公財)新潟医学振興会ホームページ及び新潟県ホームページ「医師ナビにいがた」に掲載します。</p> <p>(掲載URL) (公財)新潟医学振興会 http://www.niigata-mf.or.jp/ 新潟県ホームページ https://www.ishinavi-niigata.jp/</p>
------	---

修学資金の返還免除の要件等

修学生が、次の条件をすべて満たしたときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。

医師免許	大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得すること。																														
臨床研修	医師免許取得後、直ちに、新潟大学医歯学総合病院又はそれ以外の県内臨床研修病院で卒後臨床研修に従事すること。																														
勤務する医療機関の指定等	<p>卒後臨床研修修了後、直ちに指定する医療機関に勤務すること。</p> <p>指定する医療機関は、県内の医師不足地域に所在する病院等となります（注1・注2）。ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合は、上記以外の医療機関となる場合があります。</p> <p>（注1）医師不足地域とは、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村などの地域をいいます。なお、医師不足地域の定義については今後変更となる場合があります。</p> <p>（注2）義務年限に含まれるキャリア形成のための後期研修（2年間）は、原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設で行うこととなりますので、この限りではありません。</p>																														
義務年限	<p style="text-align: center;">貸与期間の1.5倍</p> <p>※ 義務年限には、卒後臨床研修期間（2年間）を含みます。 ※ 計算で得られた義務年限年数が4年未満である場合、その義務年限は「4年」とします。</p> <p>◎ 本修学資金の貸与を受けた場合の勤務（義務履行）パターン（義務年限9年の場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学生</th> <th colspan="9" style="text-align: center;">義務履行期間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">6年間</th> <th style="text-align: center;">1</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">修学</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">卒後臨床研修 (県内・2年間)</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 卒業後のキャリアモデル例はQ&Aの別紙参照</p> <p>◎ 義務年限の進行の停止 義務履行期間中の出産、県外研修などやむを得ない理由により指定医療機関等での勤務が困難になった場合は、事前に承認を得ることで義務年限の進行を停止することができます。この場合、停止した期間は義務履行期間には算入されません。</p>	学生	義務履行期間									6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	修学	卒後臨床研修 (県内・2年間)		指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能						
学生	義務履行期間																														
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
修学	卒後臨床研修 (県内・2年間)		指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能																												
地域医療研修	新潟県内で夏季休暇等を利用して行う地域医療に関する実習（2～3日間程度）に毎年（1年生～5年生まで）必ず参加すること。																														
本人の死亡等	修学中もしくは義務履行期間中に本人が死亡したとき、又は義務履行期間中に業務に起因する心身の故障のため、業務を継続できなくなったときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。																														

貸与の停止、休止、保留及び返還

貸与の 停 止	<p>修学生が次の①から⑥のいずれかに該当したときは、以降の貸与を停止します。</p> <p>① 退学したとき。 ② 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。 ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。 ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。 ⑤ 規則等に定められた提出書類を正当な理由なく提出期限までに提出せず、かつ規則等の遵守が期待できないと認められるとき。 ⑥ その他、修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。</p>
貸与の 休 止	<p>留年若しくは休学し、又は停学の処分を受けたときは、これに該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。</p>
貸与の 保 留	<p>正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。</p>
返還しな ければなら ない場合	<p>修学生は、次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から1ヶ月以内に返還しなければなりません。</p> <p>① 修学資金の貸与が停止されたとき（前記「貸与の停止」参照）。 ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。 ③ 医師免許を取得後、定められた卒後臨床研修に従事しなかったとき。 ④ 業務外の事由により臨床研修に従事又は指定医療機関で勤務しなくなったとき。</p>
返還利息	<p>返還利息は、各月の貸与額等について、その交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で算定した額とします。</p>
延滞利息	<p>正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課されます。</p>
返還の 一部免除	<p>医師免許取得後、直ちに臨床研修に従事した場合において、その後、義務の履行期間を満了する前に、指定医療機関等に勤務しなくなったときは、修学資金の返還の債務（利息の返還債務を含む。）の一部を免除することができます。</p> <p>（返還を免除できる額は、次のように計算します。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{「返還免除額」} = \text{「返還総額」} \times (\text{「従事勤務期間」} / \text{「義務履行期間」})$ </div>

Q&A（医師養成修学資金「新潟県育成枠」）

Q1 卒後2年間の臨床研修はどこで行うのですか？

A1 新潟大学医歯学総合病院又は県内の基幹型臨床研修病院で行うこととなります。研修プログラムは自由選択であり、他の医学生同様に、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

Q2 臨床研修修了後の指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

A2 新潟県内の医師不足地域に所在する病院から県が指定します。
なお、医師不足地域とは、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村などの地域をいいます。
※ 医師不足地域の定義については、今後変更となる場合があります。

Q3 指定医療機関には、診療所は含まれますか？

A3 卒後7～9年目においては、地域の中核病院に勤務しながら、週1回程度、診療所等で勤務するケースも想定されます。

Q4 義務履行期間（勤務指定期間）の勤務については、どのようなイメージになりますか？

A4 別紙のモデル例のようなイメージになります。
一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能です。

Q5 診療科の選択に制限はありますか？

A5 皆さんが将来目指す診療科について、特に制限は設けていません。
ただし、どの診療科に進むにしても、臨床研修修了後2年間は、地域医療を主体とした医療に従事してもらうこととなります（希望診療科への入局自体は可能です）。その後、卒後5年目からは、希望する診療科の医師として大学等で研修を積み（2年間）、残りの義務年限の期間をその診療科の医師として地域の指定医療機関で勤務することとなります。

Q6 専門医にはなれますか？

A6 専門医を取得する課程は診療科によって多少異なりますが、卒業後5年目から2年間は、大学等の専門研修基幹施設で研修ができますし、その後も地域で各診療科の医師として勤務しますので、9年間の義務年限内に取得することは可能です。

Q7 大学院への進学は可能ですか？

A7 可能です。大学院の期間は通常4年になりますが、臨床を離れ実験等の研究に専念する期間については、指定医療機関での勤務を一時中断することで研究期間を取れますし、臨床を行いながらできる期間については、指定医療機関での勤務を一時中断することなく、大学での研修と地域病院での勤務を併せて行うことも考えられます。

また、臨床を行いながら進学できる社会人入学の場合は、指定医療機関で勤務しながら通うことができます。

Q8 海外留学や県外研修は可能ですか？

A8 可能です。新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合には、指定医療機関での勤務を一時中断して、海外留学等することは可能です。

Q9 結婚して出産する場合、産前・産後休暇や育児休暇はとれますか？

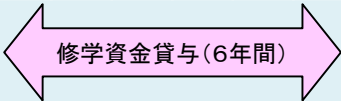
A9 産前・産後休暇については、義務年限内で取得することが可能です。

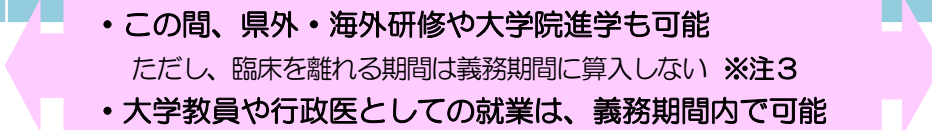
また、診療に従事せず育児に専念する育児休暇についても、指定医療機関での勤務を一時中断して取得することが可能です。

Q10 2年間の後期研修は、県外の病院で研修することも可能ですか？

A10 義務年限中はあくまでも新潟県内の病院に勤務することが条件になりますので、原則として県外で後期研修を行うことは認められません。どうしても県外の病院で研修をしたい場合は、県外研修として新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合に限り、指定医療機関での勤務を一時中断して行うことになります。

卒業後のキャリアモデル例(Q & AのA4の別紙)

医学部在学年数		卒後年数（勤務指定期間9年間（貸与6年×1.5））													
年数	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分							初期臨床研修		指定勤務 (地域医療)		後期研修 (指定勤務)		指定勤務		
想定される勤務先等							医学部医学科6年間						新潟大学医歯学総合病院 又は県内の臨床研修病院		医師の確保を特に図るべき区域などの病院 ※注1
研修内容等	1～5年生の間、修学生合同夏季実習に参加し、地域病院を体験						研修プログラムは自由選択 (ただし、3年目以降の勤務を想定した選択が望ましい)		診療科に関わらず、地域医療を主体とした医療に従事し、幅広い診療能力を養成		選択した診療科で、高度・多様な症例等を経験する後期研修		選択した診療科の医師として経験を積みながら、地域で診療能力を向上		
配置方針							○ マッチングに参加し、県内の臨床研修病院を本人が選択		○ 幅広い診療能力を養成できる地域中核病院に配置し、周辺の地域医療病院をサポート ○ 週1日程度の研修日を設けるなど、研修環境に配慮する		○ 地域医療（3～4年）の前に後期研修を行うことはできない ○ 3年目に総合的な研修を希望する場合、地域医療を4～5年目とし、後期研修は1年とする		○ 選択した診療科の医師として地域で勤務 ○ 病院に勤務しながら、同じ圏域内の診療所をサポートする場合を含む ○ 各圏域において中心的役割を担う公的病院に対しては、増員された人数に応じて、同じ圏域内の地域病院への医師派遣を依頼する		


 ・この間、県外・海外研修や大学院進学も可能
 ただし、臨床を離れる期間は義務期間に算入しない ※注3
 ・大学教員や行政医としての就業は、義務期間内で可能

注1) ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合はこの限りではない。

なお、医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいう。

注2) 「原則として」の運用については、「むやみに例外の適用を拡大しないこと」とする。「原則によりがたい」場合は個別に協議する。

注3) 育児休業・介護休業を取得した期間は義務期間に算入しないが、産前産後休暇を取得した期間は義務年限に算入する取扱いとする。


※ 自治医大卒医の義務年限内の配置とは、当面、別の対応とする。

※ 県修学生の配置は、従来の大学からの派遣と同一ではないことを、大学、修学生、配置先病院に対し確認をしていく。

申請様式・貸与規則等について

医師養成修学資金貸与制度の実施については、本書のほか、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程（以下「貸与規則等」という。）によります。

申請様式や貸与規則等は、（公財）新潟医学振興会ホームページ(<http://www.niigata-mf.or.jp/>)及び新潟県ホームページ（掲載ページURL等は下表のとおり）からダウンロードできます。

掲載ページURL等	【URL】 https://www.ishinavi-niigata.jp/support/scholarship-system/training-scholarship/	【QRコード】 
申請様式・貸与規則等	上記ページの下段「貸与規則等」に掲載されている <ul style="list-style-type: none">・医師養成修学資金貸与事業実施規則（PDF ファイル）・医師養成修学資金貸与事業実施規程（PDF ファイル）・医師養成修学資金貸与事業各種様式（PDF ファイル） によりご確認ください。	

申請先・お問い合わせ先

○ 申請先

公益財団法人新潟医学振興会

〒951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757（新潟大学医学部内）

TEL：025-227-2176 FAX：025-225-5555

E-mail：medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

URL：http://www.niigata-mf.or.jp/

○ お問い合わせ先

① 公益財団法人新潟医学振興会

② 新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL：025-280-5960（ダイヤル） FAX：025-280-5641

E-mail：ngt040290@pref.niigata.lg.jp

URL：https://www.ishinavi-niigata.jp/